産業廃棄物に関する

排出事業者意識調査票

宛名シール位置

ご回答記入日：令和６年　　月　　日

沖縄県

**問１　産業廃棄物等の発生抑制（リデュース）の取組状況について**

ここで発生抑制とは、製品の製造・加工、流通・販売、工事現場での施工・解体等の工程内で生じる産業廃棄物等（副産物等を含む）に対して、製造・流通工程、原材料・燃料、設計・施工法など現行のシステムを見直すことによって、産業廃棄物等そのものの発生量を減らすことをいいます。

（１）貴事業所（事務所、工場、作業所、工事現場等を含む）では、産業廃棄物の発生抑制に、取り組んでいますか。該当する番号に１つ○印をつけてください。

|  |
| --- |
| １　自社で取り組んでいる  ２　他社（リサイクル業者等）に委託している  →（２）へ  ３　自社、他社両方で取り組んでいる  ４　今後取り組む予定（現在は取り組んでいない）  ５　取り組んでいない（今後も取り組む予定はない）　 →（３）へ |

（２）上記（１）で、１～４のいずれかに○印をつけた方にお聞きします。それはどのような取り組みですか。該当する番号に○印（複数回答可）をつけてください。

|  |
| --- |
| １　廃棄物発生の少ない原材料、機器、製品等の使用による排出抑制  ２　廃棄物発生の少ない設計・工法の採用  ３　包装材・梱包材の使用量の削減（廃止）  ４　長寿命化を考慮した製品等の設計・製造  ５　分別の徹底による排出抑制  ６　ISO14001又はエコアクション21、環境報告書、環境会計等の取り組みの推進  ７　その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（３）上記（１）で、「５　取り組んでいない（今後も取り組む予定はない）」に○印をつけた方にお聞きします。それはどのような理由ですか。該当する番号に○印（複数回答可）をつけてください。

|  |
| --- |
| １　人的な余裕がない  ２　費用がかかる  ３　技術的、物理的に困難（分別が困難、有害物質を保有）  ４　発生量が非常に少ない  ５　その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**問２　産業廃棄物等の中間処理による減量化（減容化を含む）の取組状況について**

（１）貴事業所（事務所、工場、作業所、工事現場等を含む）では、産業廃棄物等の中間処理による減量化・減容化（委託業者による処理を含む）に取り組んでいますか。該当する番号に１つ○印をつけてください。

|  |
| --- |
| １　取り組んでいる　　　→（２）へ  ２　今後取り組む予定　　→（２）へ  ３　取り組む予定はない　→問３へ |

（２）上記（１）で、｢１　取り組んでいる｣、｢２　今後取り組む予定｣のいずれかに○印をつけた方にお聞きします。それはどのような方法ですか。該当する番号に○印（複数回答可）をつけてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　焼却（焼成、溶融を含む）  ２　破砕  ３　破砕・分級 | ４　脱水  ５　天日乾燥  ６　機械乾燥 | ７　固形化、固化  ８　中和  ９　その他（具体的に：　　　　　） |

（３）上記（２）で、｢１　焼却｣に○印をつけた方にお聞きします。焼却に伴って熱回収を行っていますか。該当する番号に○印をつけてください。

|  |
| --- |
| ここで熱回収とは、ボイラー又は熱交換器等を用いて、発電あるいは製品等の乾燥・濃縮、場内・関連施設での給湯・冷暖房等の熱源利用を行うことをいいます。 |

|  |
| --- |
| １　自社で単純焼却している  ２　自社で熱回収を行っている  ３　委託先で単純焼却している  ４　委託先の認定熱回収施設設置者※で熱回収を行っている  ５　委託先で熱回収を行っている（認定熱回収施設設置者以外） |

※廃棄物処理法第15条の３の３第1項の認定を受けた事業者。（https://www.env.go.jp/content/900532447.pdf）

**問３　産業廃棄物等のリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の取組状況について**

（１）貴事業所（事務所、工場、作業所、工事現場等を含む）では、産業廃棄物等のリユース、リサイクル（委託業者による処理を含む）に取り組んでいますか。該当する番号に１つ○印をつけてください。

|  |
| --- |
| １　取り組んでいる　　　→（２）へ  ２　今後取り組む予定　　→（２）へ  ３　取り組む予定はない　→（３）へ |

（２）上記（１）で、｢１　取り組んでいる｣､｢２　今後取り組む予定｣のいずれかに○印をつけた方にお聞きします。それはどのような方法ですか。該当する番号に○印（複数回答可）をつけてください。

|  |
| --- |
| １　リサイクルを考慮した廃棄物等の分別  ２　リサイクルのしやすさを考慮した製品等の設計、製造  ３　自社製品の原料・副原料としてのリユース  ４　自社製品での水平リサイクル※  ５　他社製品の原料・副原料としてのリサイクル  ６　使用済製品・再生品等の調達（グリーン購入）  ７　その他（具体的に）（  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※水平リサイクルとは、使用済製品等を原材料として用いて同一種類の製品を製造することです。

（３）上記（１）で、「３　取り組む予定はない」に○印をつけた方にお聞きします。それはどのような理由ですか。該当する番号に○印（複数回答可）をつけてください。

|  |
| --- |
| １　人的な余裕がない  ２　費用がかかる  ３　技術的、物理的に困難（分別が困難、有害物質を保有）  ４　発生量が非常に少ない  ５　情報（リサイクルルート、技術開発等）がない  ６　その他（具体的に）（  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

**問４　電子マニフェストの使用について**

（１）電子マニフェスト導入のメリットは次のとおりと言われています。

●入力等の操作が簡単で手間がかからない　　●マニフェスト交付等状況報告が不要

●マニフェストの保存が不要（保管スペースも不要）

●排出者及び処理業者の相互チェックにより不適切なデータの登録・報告を防止できる

●記載漏れを防止できる　　●マニフェスト紛失の心配が不要　　など

現在、貴事業所では、電子マニフェストを使用していますか。該当する番号に１つ○印をつけてください。

|  |
| --- |
| １　全てに電子マニフェストを使用している　→（４）へ  ２　一部、電子マニフェストを使用している　→（４）へ  ３　全てに紙マニフェストを使用している　　→（２）へ  ４　委託処理をしていないので、電子マニフェストは使用していない　→（４）へ |

（２）上記（１）で「３　全てに紙マニフェストを使用している」に○印をつけた方にお聞きします。将来的には、電子マニフェストを使用する予定はありますか。該当する番号に１つ○印をつけてください。

|  |
| --- |
| １　全て電子マニフェストを使用する予定　　　　　　　　　　　→（４）へ  ２　一部、電子マニフェストを使用する予定　　　　　　　　　　→（４）へ  ３　多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する　→（３）へ  ４　使用する予定はない　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→（４）へ  ５　その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（３）上記（２）で「３　多くの処理業者が加入し、使いやすい環境が整えば検討する」に○印をつけた方にお聞きします。どのような環境が整えば電子マニフェストを使用してみようと考えますか。該当する番号に１つ○印をつけてください。

|  |
| --- |
| １　電子マニフェストがさらに普及すること（処理業者の加入率が高くなること　など）  ２　加入手続きがより簡単になること  ３　費用面でメリットを感じることができること  ４　その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（４）平成29年度の法改正により、特別管理産業廃棄物を年50トン以上排出する事業者には、電子マニフェストの使用が義務づけられました（令和２年４月１日施行）。これにともない、義務化の対象事業者と契約を結ぶ場合は、処理業者も電子マニフェストを使用しなければいけません。このことを知っていましたか、該当する番号に○をつけてください（知っている場合は複数回答可）。

|  |
| --- |
| １　知らなかった  ２　関係官公庁からの通知等により知っている  ３　関係団体等からの連絡等により知っている  ４　関係業界紙、情報誌等により知っている  ５　その他の方法より知っている（どのような方法ですか） |

※　電子マニフェストについての詳しい情報は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ

（https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html）をご覧ください。

**問５　将来の排出量の見込みについて**

貴事業所（事務所、工場、作業所、工事現場等を含む）の、今後２～３年間の排出量の見込みは、どのようにお考えでしょうか。該当する番号に１つ○印をつけてください。

|  |
| --- |
| １　かなり増加する見込みである（50％以上の増加を見込んでいる。）  ２　多少は増加する見込みである（だいたい20％～50％の増加を見込んでいる。）  ３　あまり変わらない（20％前後の増減を含む）  ４　多少は減少する見込みである（だいたい20％～50％の減少を見込んでいる）  ５　かなり減少する見込みである（50％以上の減少を見込んでいる） |

**問６　その他ご意見等**

　　産業廃棄物の処理等に関する課題・問題点、県に対する要望等、ご自由にお書き下さい。

※産業廃棄物税に関するご意見等につきましては、１０ページの設問Ⅶお書きください。

|  |
| --- |
|  |

　－ 　次ページの「産業廃棄物税の導入に関する意識調査票」へ　－

**産業廃棄物税の導入に関する意識調査票**

　調査への御回答については、可能な限り、電子ファイル（ワード）をダウンロードし、御送信くださいますようお願いいたします。

電子ファイルの提出が困難な場合は、この調査票に直接ご記入ください。記入済みの調査票（産業廃棄物実態調査票も併せて）と一緒に返信用封筒（切手不要）でご返送をお願いします。

|  |
| --- |
| **Ⅰ．産業廃棄物処理の状況等について** |

（１）貴事業所の営業開始（創業、事務所開設など）の時期を教えてください。

1. 令和２年度以前（産業廃棄物税条例見直し前、令和２年度を含む。）→（２）へ
2. 令和３年度以降（産業廃棄物税条例見直し後）　　→　　Ⅱ　へ

（２）貴事業所では、令和２年度以前と令和３年度以降とを比較した場合、産業廃棄物全体の量はどのように変化しましたか。

　　　貴事業所の産業廃棄物全体の量について、発生量、排出量、焼却処理量、中間処理（焼却を除く選別、脱水、破砕、中和、乾燥等）量、再生利用量、最終処分量について、１から５までのあてはまる番号に１つだけ○をつけてください。

　　　１．年々増加　　　２．年ごとに増減あるも、傾向としては増加　　３．変化なし

　　 ４．年々減少 　　５．年ごとに増減あるも、傾向としては減少

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発生量 | **排出量** | 焼却処理量 | 中間処理量（焼却を除く） |
| １　２　３　４　５ | １　２　３　４　５ | １　２　３　４　５ | １　２　３　４　５ |
| 再生利用量 | 最終処分量 | **排出量**について  「１」又は「２」に○　→　設問（３）へ  　「４」又は「５」に○　→ 設問（４）へ  「３」に○ 　 →　設問Ⅱへ | |
| １　２　３　４　５ | １　２　３　４　５ |

（３）上記（２）で排出量の「１」又は「２」に○をつけられた方にお尋ねします。

　　　増加した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に１つだけ○をつけてください。

「５」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

|  |
| --- |
| ＜増加の原因＞  １．事業規模の拡大又は売上げの増加  ２．製造工程の変更等による排出量の増加  ３．原材料の変更等による排出量の増加  ４．排出抑制（分別等）・リサイクルの取組みの中止又は縮小  ５．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

→　設問Ⅱへ

（４）上記（２）で排出量の「４」又は「５」に○をつけられた方にお尋ねします。

　　　減少した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に１つだけ○をつけてください。

「５」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

|  |
| --- |
| ＜減少の原因＞  １．事業規模の縮小又は売上げの減少  ２．製造工程の変更等による排出量の減少  ３．原材料の変更等による排出量の減少  ４．排出抑制（分別等）・リサイクルの取組みの開始又は強化  ５．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

→ 設問Ⅱへ

|  |
| --- |
| **Ⅱ．産業廃棄物税の導入の事実について** |

本県では、平成１８年４月から、排出事業者を納税義務者とし、県内の埋立処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する産業廃棄物税を導入しているのをご存じですか。当てはまる番号に１つだけ○をつけてください。

※　沖縄県産業廃棄物税の概要については、＜別紙１＞をご覧ください。

|  |
| --- |
| ＜産業廃棄物税の導入＞  １．十分知っている　　　　　　　　　　　２．ある程度は知っている  ３．名称は知っているが内容は知らない　　４．全く知らない |

→　設問Ⅲへ

|  |
| --- |
| **Ⅲ．産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について** |

　（１）現在の貴事業所での産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組みについてお尋ねします。

　　　　当てはまる番号に１つだけ○をつけてください。

|  |
| --- |
| ＜現在の取組みの状況＞  １．排出抑制及びリサイクルの取組みをしている。  ２．排出抑制の取組みをしている。 →　設問（２）（３）（４）へ  ３．リサイクルの取組みをしている。  ４．取り組んでいない。 →　設問（５）へ |

　以下の（２）から（４）までは、上記（１）で「１」～「３」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

（２）排出抑制・リサイクルの取組みを始めたのはいつ頃からですか。１から３までの当てはまる番号に１つだけ○をつけてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ＜取組開始時期＞  　１．平成１７年度以前 　　　　　　２．平成１８年度～令和２年度  　　３．令和３年度～   |  |  | | --- | --- | | 排出抑制の取組開始時期 | リサイクルの取組開始時期 | | １　　　　２　　　　３ | １　　　　２　　　　３ | |

→ 設問（３）へ

（３）排出抑制・リサイクルの取組みを開始し、又は強化した動機になったものは何ですか。

当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

「５」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

|  |
| --- |
| ＜取組みの動機＞  １．産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり  　 ２．産業廃棄物処理コストの削減  ３．建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化  ４．環境意識の高まり  　 ５．その他（具体的に） |

→　設問（４）へ

（４）排出抑制・リサイクルの取組みとして具体的にはどのようなことをしていますか。

当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

「５」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

|  |
| --- |
| ＜取組みの内容＞  １．製造工程の見直しや変更  ２．再使用の取組強化  ３．再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底  ４．焼却処理以外の中間処理への委託  ５．その他（具体的に） |

→　設問（６）へ

（５）上記（１）で「４」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

　　　　排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由は何ですか。

当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

「７」に○をつけた方は具体的内容を記入してください。

|  |
| --- |
| ＜取り組んでいない理由＞  １．再資源化の技術等が確立されていない。  ２．再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制  　が整備できない。  ３．再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れ先がない。  ４．焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い。  ５．排出量が少ない  ６．消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない。  ７．その他（具体的に） |

→　設問（６）へ

（６）産業廃棄物税の導入により、貴事業所にどのような経営上の影響があったとお考えですか。

当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

「８」に○をつけた方は具体的内容を記入してください。

|  |
| --- |
| ＜税導入の影響＞  １．排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト削減につながった。  　２．排出抑制やリサイクル等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。  ３．排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった。  　４．排出抑制やリサイクル等に取り組もうとしたが、できなかったので、結果的に税相当額が負担増となった。  　５．排出抑制やリサイクル等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。  　６．事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。  ７．産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった。  　８．その他（具体的に） |

　　→　設問Ⅳへ

|  |
| --- |
| **Ⅳ．産業廃棄物税の制度について** |

（１）産業廃棄物税は、県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税されます。

このため、中間処理業者に処理を委託した場合、処理料金には、中間処理後の残さに対する課税相当額が転嫁（処理料金に上乗せ）されると想定しています。

　　　　中間処理業者からの税の転嫁の状況について、当てはまると思う番号に１つだけ○をつけてください。

|  |
| --- |
| ＜税の転嫁の有無＞  １．転嫁が行われている。 　 →　設問（２）へ  ２．転嫁が行われている業者もいるが、いない業者もいる。 → 設問（２）へ  ３．転嫁が行われていない。 　 → 設問（３）へ  ４．わからない。 　 →　設問（３）へ |

　（２）上記（１）で「１」、「２」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、残さの量に見合った的確な課税相当額（最終処分量に対し１０００円／トン）が転嫁されていると思いますか。

　　　　当てはまると思う番号に１つだけ○をつけてください。

|  |
| --- |
| ＜税の転嫁の的確性＞  １．的確な課税相当額が転嫁されている。  ２．ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている。  ３．あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない。  ４．課税相当額の転嫁が全く的確でない。  ５．わからない。 |

→　設問（３）へ

（３）産業廃棄物税は、現在、産業廃棄物の最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入するという特別徴収方式をとっています。（ただし、自己処理は申告納付方式）

　　　　この納税方式についてどうお考えですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

「３」に○をつけた場合は理由を具体的に記入してください。

|  |
| --- |
| ＜納税方式＞  １．妥当な納税方式である。　　　　　 ２．わからない。  ３．現在の納税方式は妥当ではない。  理由  （具体的に） |

→　設問Ⅴへ

|  |
| --- |
| **Ⅴ．産業廃棄物税の広域的導入について** |

（１）産業廃棄物を取り巻く課題は、一地域の局地的なものであるとともに産業廃棄物が県境を越えて移動している状況を踏まえると広域的な課題でもあります。九州各県間においては、税制の導入による排出抑制とリサイクル促進という政策効果を確保するため、広域的な税制を導入する取組が重要と考え、九州各県で一斉（平成１７年度）に導入しました。（沖縄県は平成１８年度）

　　　　産業廃棄物税の導入後に産業廃棄物に関して何か変化がありましたか。当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

|  |
| --- |
| ＜税導入後の変化＞  １．産業廃棄物の排出抑制の取組みをした。　　　　　　　　　　→　設問Ⅵへ  ２．産業廃棄物のリサイクルの取組みをした。　　　　　　　　　→　設問Ⅵへ  ３．産業廃棄物の搬入先を変えた。　　　　　　　　　　　　　　→　設問（２）及び（３）へ  ４．何も変化はない。（導入後に営業開始した事業所を含む。） →　設問Ⅵへ |

　　　次の（２）及び（３）は、上記（１）で「３」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

　（２）産業廃棄物を処理する場所を変更した理由は何ですか。当てはまる番号に１つだけ○をつけてください。

「５」に○をつけた場合は具体的内容を記入してください。

|  |
| --- |
| ＜変更理由＞  １．産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。  ２．リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。  ３．施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。  ４．１及び２以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。  ５．その他  （具体的に） |

　　　→　設問（３）へ

　（３）産業廃棄物を処理する場所をどこに変更しましたか。当てはまる番号全てに○をつけてください。

また、該当があれば、（　）内の番号にも○をつけてください。（複数回答可）

|  |
| --- |
| ＜変更場所＞  １．九州の他の県  　　（①福岡県　②佐賀県　③長崎県　④熊本県　⑤大分県　⑥宮崎県　⑦鹿児島県）  ２．九州以外  （①中国地方　②近畿地方　③四国地方　④その他（　　　　　　　　）） |

→　設問Ⅵへ

|  |
| --- |
| **Ⅵ．産業廃棄物税の税収使途について** |

　産業廃棄物税は、条例の規定により、「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない。」こととされており、具体的には、①産業廃棄物の発生抑制・リサイクル等の促進、②処理業の優良化の促進、③不法投棄等防止対策、④公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備などの施策に充てています。（詳細は別紙参照）

　今後、産業廃棄物税の使途として、どのような施策を充実すべきだとお考えですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

|  |
| --- |
| ＜税収使途＞  １．産業廃棄物の排出抑制・リサイクル等の促進を強化すべき。  ２．処理業の優良化の促進を強化すべき。  ３．不法投棄等防止対策を強化すべき。  ４．公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備を強化すべき。  ５．その他  （具体的に） |

|  |
| --- |
| **Ⅶ．自由意見欄** |

　　　産業廃棄物税に関するご意見を下記にご自由にお書きください。

|  |
| --- |
|  |

－ご協力ありがとうございました！－